



# 宮 崎 県 公 報

平成25年2月25日(月曜日) 第2465号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 登録特定行為事業者の登録……………(長寿介護課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 1

○土砂災害特別警戒区域の指定……………(砂防課) 1  
**公 告**

- 土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 2
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 2

### 公安委員会公告

- 警備員等の検定の実施について…………… 2

## 告 示

### 宮崎県告示第83号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成25年2月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	事業所		登録特定行為事業者		登録年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
451000112	介護老人保健施設神楽苑	西臼杵郡高千穂町大字押方1130番地	医療法人和敬会	西臼杵郡高千穂町大字押方1130番地	平成25年1月16日

### 宮崎県告示第84号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年2月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	古城谷川	10-203-1-057	土石流
	中古城谷川	10-203-1-058	土石流
	なが迫谷	10-203-1-059	土石流
	古城第1	I-1-1430	急傾斜地の崩壊
	古城第16	II-1-7488	急傾斜地の崩壊

古城第17	II-1-7610	急傾斜地の崩壊
-------	-----------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第85号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年2月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	中古城谷川	10-203-1-058	土石流
	古城第1	I-1-1430	急傾斜地の崩壊
	古城第16	II-1-7488	急傾斜地の崩壊

古城第17	II-1-7610	急傾斜地の崩壊
-------	-----------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、鶴毛・杣木土地改良区（日向市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成25年 2 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	松葉 他人	日向市大字平岩4069番地 110
副理事長	川野 国敏	日向市大字平岩3216番地
副理事長	松葉 勇光	日向市大字平岩4553番地の 1
会計担当 理事	黒木 和男	日向市大字平岩4605番地 2

理事	松葉 高美	日向市大字平岩4550番地のイ
理事	松葉 益夫	日向市大字平岩4520番い号地
理事	新名 正文	日向市大字平岩4929番地
理事	溝口 秀樹	日向市大字平岩3211番地 3
理事	安藤 久三	日向市大字平岩 257番地
理事	川野 榮	日向市大字平岩3160番地
理事	甲斐 光幸	日向市大字平岩1581番地 1
監事	糸平 正志	日向市大字平岩4506番地 3
監事	黒木 寶	日向市大字平岩3241番地

（任期：平成25年 3 月 31日まで）

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成25年 2 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-24)第 13007号	有限会社はまゆう	立山 栄喜	宮崎県延岡市瀬之口町 2-1-4	一般	土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業法第29条第 1 項第 2 号該当	平成25年 2 月 15 日

**公安委員会公告**

宮崎県公安委員会公告第 2 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年 2 月 25 日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
雑踏警備	1級	平成25年 6 月 1 日（土）午前 9 時から午後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 8 時30分から午前 9 時までの間に済ませること。

2 実施場所

鹿児島市鴨池新町10番 1号  
鹿児島県警察本部

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者
- (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成25年 4 月 22 日（月）から 5 月 2 日（木）まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
- エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- オ 雑踏警備 2 級検定合格証明書の写し及び雑踏警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。）
- カ 1 級検定受検資格認定書（検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）
- キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

#### 6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

##### (1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 雑踏業務の管理に関すること。
- オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験の内容

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 雑踏業務の管理に関すること。
- ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検時に際しては、筆記用具等を持参すること。  
なお、雨天時は雨合羽も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--